

# 訪問看護医療DX情報活用加算について

当事業所では、2024年診療報酬改定に伴い、より質の高い看護を目指し、医療DX推進体制に取り組んでいます。

マイナ保険証を利用してオンライン資格確認を行い、看護師等が利用者の診療情報や薬剤情報等を取得及び活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進することにより質の高い看護を提供します。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円 / 月

## 【対象者】

医療保険で訪問看護をご利用されている方が対象です。

## 【資格情報の提供について】

ご利用者様またはその代理人の同意に基づいて行われます。

## 【施設基準】

本加算の施設基準に準じて、当事業所では下記の取り組みを実施しています。

(1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

(2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

(3) 医療DX推進に関する体制を有し、質の高い訪問看護の提供のために必要な情報を取得・活用すること。

2026年 4月

